

山梨県公報

第二千五百六号

平成二十七年

四月三十日

木曜日

目次

○包括外部監査契約の締結……………二七七
○平成二十七年地籍調査事業計画の決定……………二七七

公告

○一般競争入札について……………二七七
○大規模小売店舗において小売業を行う者等の変更の届出……………二七九
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………二八〇
○農用地利用配分計画の認可……………二八一
○使用料の収納事務の委託(三件)……………二八二
人事委員会
○平成二十七年山梨県職員採用上級試験の実施について……………二八二
監査委員
○監査の結果に基づく措置状況……………二九〇
その他
○あつせん員候補者の告示……………三三三

告示

山梨県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十七年四月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 星野正司
住所 山梨県甲府市丸の内二丁目十一番十八号
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第六十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成二十七年地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十七年四月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、山梨市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村及び忍野村

二 調査地域

甲府市太田町、湯田二丁目、湯田三丁目、朝気三丁目、南口町、幸町及び住吉一丁目の全域並びに青沼三丁目の一部、富士吉田市上吉田の一部、山梨市三富川浦及び牧丘町西保中の各一部、甲斐市千田の一部、上野原市秋山の一部、甲州市塩山上萩原の一部、西八代郡市川三郷町上野の一部、南巨摩郡早川町雨畑の一部、南巨摩郡身延町常葉、小田船原、夜子沢及び宮木の各一部、南巨摩郡南部町万沢の一部、南巨摩郡富士川町鵜沢、駅前通一丁目及び駅前通二丁目の各一部、南都留郡道志村野原及び大渡の各一部並びに南都留郡忍野村内野の一部

三 調査期間

平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

公告

●一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年四月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- (一) 名称 乗合自動車(スクールバス)
- (二) 数量 二台
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。
- 3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。
- 4 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 平成二十七年四月三十日(木)から同年五月十五日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十七年五月十五日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十七年六月九日(火) 午前十一時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四一〇会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十七年六月八日(月)午後四時までに到着するよう送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額(車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額)を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「

規則」という。) 第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課 (電話〇五五―二三―二三九二)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

School bus for special needs schools:2unit

2 Date and time of tender:

11:00AM June 9, 2015

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1392

● 大規模小売店舗において小売業を行う者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十

七年八月三十日まで縦覧に供する。
平成二十七年四月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

2 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオン石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町駅前十六番地一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

変更後の住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表取締役 岡崎双一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

変更後の住所

マックスバリュ東海株式会社

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

代表取締役 神尾啓治

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表取締役 岡崎双一

株式会社川口

山梨県南巨摩郡富士川町長沢二百六十二番地の一

代表取締役 川口郁子

鈴木慎二	山梨県笛吹市石和町市部千六十八番地
有限会社ワカバ 代表取締役 若杉成剛	山梨県笛吹市石和町市部四百七十二番地
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸輝江	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
株式会社澤田屋 代表取締役 北原克己	山梨県甲府市向町三百七十五番地
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地
株式会社BANKAN 代表取締役 刑部幸裕	埼玉県上尾市宮本町四番二号
菊嶋一良	山梨県笛吹市石和町市部七百六十九番地の三
高尾保美	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門九百二十九番地

3 変更の年月日

平成二十四年八月三十一日ほか

三 届出年月日

平成二十七年三月六日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年八月三十日まで縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

- 一 届出者
 - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社パロー 代表取締役 田代正美
 - 2 住所
岐阜県恵那市大井町百八十番地の一
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 パロー甲府昭和店
 - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居字小松田百九十一番一外
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (一) 名称及び代表者の氏名 株式会社パロー 代表取締役 田代正美
 - (二) 所在地 岐阜県恵那市大井町百八十番地の一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十一月二十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千三百二十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百六十七台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 三百六十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 四十七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 十箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで（一部にあつては、午前一時から午前三時まで）

三 届出年月日

平成二十七年三月十九日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年四月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
大沼 浩	山梨市	山梨市江曾原字小受四百七十六番一	一、一六八
久保田 英雄	山梨市	山梨市牧丘町隼字笹窪千四十六番	一、四七五
株式会社ロム山梨	山梨市	山梨市三ヶ所字寺平六百三番二	一、〇五二

有限会社菅農塾マルニ	山梨市	甲州市勝沼町藤井字原千五十四番	九三三
丸山 広樹	南アルプス市	南アルプス市江原字向河原四百四十一番一外二筆	八九八
利根川 浩	北杜市	北杜市高根町清里字長原三百一外五筆	六、六九五
田中 俊久	笛吹市	笛吹市御坂町尾山字後田三百七十番外三筆	二、一五三
北村 学	笛吹市	笛吹市御坂町金川原字方八丁三百二番外一筆	一、四三五
岡田 希	笛吹市	笛吹市石和町井戸字豊岡三百三十六番一	一、四九三
スズラン酒造工業有限公司	笛吹市	中央市大鳥居字桐田二千二百二番外七筆	六、六四六
平山勝也	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字工宮千二百一筆	一、二八三
五味 進	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字樋下四百九十二番外一筆	一、六六四
株式会社理想園	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字上駒井千九百三十二番外九筆	七、三六八
池田 芳隆	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字地蔵久保八百六十六番一	四三一
金丸 裕之	甲州市	甲州市塩山藤木字立石三百四十七番外一筆	一、一六〇

清地 啓治	中央市	中央市大鳥居字久保田五千八百六十番一外一筆	二、五〇四
有限会社望月造林	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町一色字前之田十三番一外十筆	四、六六一
峯尾 正和	東京都八王子市	中央市成鳥字下河原百八十二番四	五七三

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十七年四月二十一日

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年四月三十日

一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年四月三十日

一 委託の相手方

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県知事 後 藤 齋

三 委託の期間
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年四月三十日

一 委託の相手方

甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋グループ

二 委託に係る使用料

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県知事 後 藤 齋

人事委員会

● 平成二十七年山梨県職員採用上級試験の実施について

平成二十七年山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上級	行政Ⅰ	50名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	5名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	3名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	4名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	5名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	8名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業等の業務に従事する。
	土木	13名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	4名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	4名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	司書	1名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	学芸員Ⅰ	1名程度	県立美術館等において、日本の近現代美術等の調査研究、展覧会の企画運営、美術品等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	富士山世界遺産センター（仮称）等において、富士山等を中心とした歴史地理学の調査研究、展覧会の企画運営、教育普及活動、国内外への情報発信等の業務に従事する。
	文化財主事	3名程度	山梨県埋蔵文化財センター等において、埋蔵文化財発掘調査、研究等の業務に従事する。
研究（林業）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する研究等の業務に従事する。	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者）

イ 平成6年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成4年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成28年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成28年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成28年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成28年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は平成28年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員Ⅰ及び学芸員Ⅱ	学芸員の資格を有する者又は平成28年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - イ 社会福祉士の資格を有する者
 - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
 - エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められ

た者

カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師、司書、学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師、司書、学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成27年5月13日（水）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・平成27年5月13日（水）から平成27年6月3日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・郵送の場合は、平成27年6月3日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・平成27年5月13日（水）から平成27年5月27日（水）まで
- ・平成27年5月27日（水）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成27年6月28日（日） (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成27年7月12日（日）	
	第2回 平成27年8月1日（土）～8月9日（日） のうち指定する1日	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
第3次試験	平成27年8月27日（木）～8月29日（土）のうち指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点 行政Ⅱ 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答し、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答する。
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・司書は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験Ⅰ	160点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ		社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	身体検査	—	※平成27年度は、実施職種なし。
試験 第3次	論文試験 【試験時間90分】	40点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅱ	120点	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、行政Ⅰ・Ⅱについては、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 論文試験は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験(行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己

アピール試験)の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）の得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	平成27年7月3日（金）
イ 第2次試験合格者発表	平成27年8月17日（月）
ウ 最終合格者発表	平成27年9月4日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約186,000円（平成27年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センタ

一で閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成27年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論
学芸員Ⅰ	近現代美術史、日本美術史、日本絵画史、博物館学、語学（英文和訳）
学芸員Ⅱ	歴史地理学、博物館学、語学（英文和訳）
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年四月三十日

山梨県監査委員
 同 小野 浩
 中込 孝元
 石井 脩徳
 同 望月 勝徳

定例監査（平成26年度）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成26年12月1日発行（山梨県公報号外第64号）山梨県監査委員告示第9号のとおり

(2) 監査の結果、指導事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	知事政策局
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年8月7日、8月29日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 指導後速やかに当該物品の占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成するとともに、職員に対して、会計事務手続きの周知とチェック体制の徹底を図った。今後は、財務規則に則った適正な事務処理に努める。
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) 山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金において、補助金交付要綱にフラインクレスリースで導入した電話設備などの取扱が明確に規定されておらず、リース契約期間の長短によって補助金額が異なるものとなっていた。

監査対象所属	企画県民部 情報政策課 (情報産業振興室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月3日、7月10日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) 補助金交付要綱におけるフラインクレスリースの取扱について 補助金交付要綱を改正し、投下固定資産の定義を地方税法に依拠する現行の要綱では、フラインクレスリースの扱いが明確にされないため、取り扱いを施行細則により以下のとおり定める。 「フラインクレスリース物件については、原則投下固定資産として扱う（補助率1/10）こととする。 ただし、リース期間満了後に所有権の移転を伴わないフラインクレスリース物件で、事実上賃貸借と等しい使用形態と認められる場合には賃貸借物件として取り扱うことができる（補助率1/2）規定とする。」 また、補助金交付申請書の様式を一部改正し、リース期間満了後の所有権移転の有無について記載する。 ②リース期間の設定について 補助対象となるリース総額がリース期間の設定の仕方に関連する場合はあるため、補助金交付申請書の様式に法定耐用年数などの記入欄を設け、他のリース物件等と比較し、リース期間が短く設定されている
監査対象所属	企画県民部 情報政策課 (情報産業振興室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月3日、7月10日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) 補助金交付要綱では、補助金額を①投下固定資産額の100分の10に相当する額、②設備機器等の年間賃借額の100分の50に相当する額と規定しており、投下固定資産額は、地方税法第341条に規定する償却資産の取得に要する費用の総額としている。 電話設備などの設備機器をフラインクレスリースで導入する場合、企業会計基準では契約満了後にリース物品の所有権が利用者に移転されるか否かにかかわらず、固定資産の取得として処理されている。 しかし、同補助金では、所有権移転外リースで導入した設備機器を設備機器の賃借として年間リース料の100分の50を3年間補助する取扱をしていたが補助金交付要綱にその取扱が明確に規定されていなかった。 また、フラインクレスリースの契約期間は自由に設定できるが、設備機器の減価償却制

年数は法定されており、電話設備は6年とされている。同補助金は設備機器の年間貸借額の100分の50を3年間補助することとしているため、補助事業者が電話設備のリース契約期間を3年として契約した場合リース料総額の100分の50を補助することとなる。一方、法定耐用年数で契約した場合の補助金額はリース料総額の100分の25となり同一の設備機器を導入した場合でもリース契約期間によって補助金の総額が変わることとなるが、補助金交付要綱にその取扱が明確に規定されていないかった。	ないか確認する。
2) 共用サーバー、機器等賃貸借契約書及び無停電電源装置等賃貸借契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書には「山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除する」と記載されており、契約保証金の免除が明確にされていないかった。	2) 今後契約保証金を免除する場合においては、財務規則の規定に基づく根拠を明確に記載する。

監査対象所属 企画県民部 統計調査課	平成25年度	
監査対象期間 平成26年6月4日、7月10日		
監査実施日		
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 常任人口調査データエントリー業務委託契約及び工業統計調査データエントリー業務委託契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。	1) 平成26年度の常任人口調査データエントリー業務委託契約はすでに契約済みのため、変更契約により、違約金条項を単価契約のものに改めた。 平成26年度の工業統計調査データエントリー業務委託契約は、指導を受けた内容を反映させた契約を行った。

監査対象所属 企画県民部 県民生活・男女参画課	平成25年度	
監査対象期間 平成26年6月3日、7月10日		
監査実施日		
監査の結果		
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料の改定について規定することになっているにもかかわらず規定がなかった。	1) 許可期間が1年を超えている場合については、使用料の改定について追加し、変更指示を行った。

監査対象所属 企画県民部 生涯学習文化課 (国民文化祭課)	平成25年度	
監査対象期間 平成26年6月4日、7月10日		
監査実施日		

監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 貸借期間が終了したノートパソコンについて、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていないかった。
1) 貸借期間が終了したノートパソコンについて、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていないかった。	1) 後は財務規則に基づき、事務手続きに遺漏のないよう適切な事務処理に努める。

監査対象所属 総務部 人事課	平成25年度	
監査対象期間 平成26年8月4日、8月28日		
監査実施日		
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (給与2、契約1)	1) 傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。	1) 過払いについては、当該職員から返納済み。再発防止策として、総務部各課室長に対し、月の全日数にわたって通勤しない職員がいる場合、速やかに人事課に連絡すること、通勤手当が適正に支給されているか当該職員が給与支給明細書により確認すること、以上の2点について周知徹底した。
2) 社会保険料の算定に誤りがあり、控除額に次のおり誤りがあった。 ①臨時職員の特別賞金に係る社会保険料が過少となっていた。 ②非常勤嘱託職員の12月給与に係る社会保険料が過大となっていた。		2) 過少については、当該職員から徴収済み。過大分については、当該職員に返金済み。再発防止策として、複数の職員が報酬内訳表及び賞金内訳表、雑部金受払簿により徴収額及び翌月繰越額を確認することとした。
3) 人事評価・人事異動支援システムソフトウェア等保守委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。		3) 平成26年度の契約については、違約金条項を追加する変更契約を締結した。再発防止策として、契約締結時において複数の職員による契約書のチェックを行う。

監査対象所属 総務部 職員厚生課	平成25年度	
監査対象期間 平成26年7月30日、8月28日		
監査実施日		
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のおり収入未済があった。恩給の過払い金 過年度分 先数 1件 824,200円	1) 平成25年10月4日、債務者死亡のため、連帯保証人(債務者の妻)に対し電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。
2) 希望制人間ドックCSVフアイル作成業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。		2) 予定数量については、平成26年度の契約書において、予定件数を明記した内容に改める。 また、違約金の条項については、次のとおり規定する。 「前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額に受診予定人数を乗じた総額の100分の10に相当する金額を甲に支払うもの

	とする。」 上記については、他の単価契約における条項にみられるような「予定数量から納入済の数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額」等の実績分を控除する文言がないが、当該箇所については、平成26年4月に出入局管理課へ確認し、「100分の10を乗じる総額から「実績分」を控除するか否かは、各所属で判断することであり問題ない。」との見解を得ている。
--	--

監査対象所属	総務部 投務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月31日、8月28日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 昨年度の定例監査において、自動車税分配情報作成業務委託契約は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかったことについて、指導事項となった。この指導に対する措置状況として、「各都道府県で同様な契約内容であることを踏まえ、予定数量の記載の可否について検討を行う。」と回答されていたが、適切な検討がなされておらず、今年度の監査においても同契約において、予定数量の記載がなく、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 賃借物品である税務システム用サーバー機器等について再リースしているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。また、新たに賃借したライオンプリント等について占有物品受入調書が作成されていなかった。
	1) 契約書への予定数量の記載について委託先に働きかけを行っている。現時点で承諾は得られていない状況であるが、指導事項の内容を踏まえた改善が行えるよう、引き続き働きかけを行う。
	1) 平成26年9月3日までに作成済みである。今後は、執行状況表に占有物品受入・払出調書作成状況欄を新たに設け、作成の確認を行う。

監査対象所属	総務部 管財課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月31日、8月28日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 行政財産使用料 (やまなしラフザイイベントスペース使用料) 平成25年度分 先数 1件 8,160円 また、使用料は、行政財産の目的外使用許
	1) 未収金については、平成26年6月5日に収納済み。 各使用申込者に対し、使用申込みや使用について問い合わせがある際に使用料の納付は使用日までである旨を説明している。仮に、使用日直前に申込みがあり調定手続

可事務取扱要領において、使用日前までに支払うことと定められているが、使用料が未収のまま使用させていた。
きが間に合わない恐れがある場合は、手書きの納付書の発行等により使用日前納付を徹底する。

監査対象所属	総務部 私学文書課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年8月1日、8月28日
	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県立大学授業料 先数3件 803,700円
	1) 平成22年4月の県立大学の法人化移行時に引き継いだ未収授業料のうち残り3件は、債務者が遠方に在住しており、既に授業料未納により除名処分となっていることなどから、収納が困難となっている。今後とも未納者本人及び保証人に対し引き継ぎ督促を行う。
	2) 指導後、直ちに、「フルカラー印刷機」及び有物品払出調書を作成した。今後は、財務規則に則して、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	総務部 市町村課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年8月1日、8月28日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 政治団体台帳管理及び政治資金収支報告書システムサポート保守業務委託において、契約書第3条に実績報告書の提出について規定されているが、提出されていなかった。また、委託料の支払いを行う際に、実績報告書の代わりとして提出された委託業務完了届に、検収した旨の記載が行われていなかった。
	1) 実績報告書を提出させるとともに、今年度以降については、契約内容に基づき事務の執行を徹底した。

監査対象所属	総務部 防災危機管理課 (消防保安室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月25日、8月28日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 高圧ガス容器検査業務委託契約外2件は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていない。また、貼付された収入印紙の額が不足していた。
	1) 違約金条項が単価契約のものとなっていないことに対して、次回契約時に違約金条項について、単価契約のものに改める。収入印紙の不足に対して、平成26年度の契約書について受託者に税務署に税額の確認をさせ、不足分を追加して貼り付けた。今後は契約書取り交わし時に必ず種数の担当

で確認する体制に改める。

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月4日、8月5日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 昨年度の定例監査において、年末調整に係る所得控還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に現金で支給された給料・手当5件 (合計1,063,569円) が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しており、給与の支払い事務が改善されていなかった。
(指導事項) 3件 (支出1、重点2)	1) 県立総合福祉センターかえで生管理運営委託に係る委託料の精算払いを行う際に検査・検収が行われていなかった。 2) 配偶者を扶養親族とする扶養手当の認定において、支給要件を確認するための書類が添付されていないものがあった。 3) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認した記録が残っていなかった。
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 委託料の精算払い請求書に検査・検収の記載を行った。 2) 支給要件を確認するのに必要な所得証明書と無職無収入申立書を提出させ、整備した。 3) 家賃の内訳を確認し、記録を整備した。今後は、手当認定のチェックシステムやチェックリストの活用によりチェック体制を強化し、事務処理に遺漏がないよう努める。

監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月1日、8月5日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14件 14,721,941円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 14件 2,273,158円
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 平成26年11月末現在の回収状況は以下のとおり。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数14件 14,398,941円 (323,000円収納) ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数14件 2,248,358円 (24,800円収納) 引き続き、滞納者への文書や電話での督促、面談などを行い、未収金の回収に努めていく。

監査対象所属	福祉保健部 国保課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月3日、8月5日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	1) 援護システム関連機器等の再リース契約に係る支出負担為向いが、契約方法や契約金額の総額の記載がないなど、長期継続契約のものとなっていた。 2) 貸借物品である援護システム関連機器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 支出負担為向の費用年度区分を「長期継続契約」に修正し、内容欄に「契約総額」を追記した。今後は長期継続契約に係る処理を適切に行うこととする。 2) 物品調達管理システムにより、適切に処理した。今後は入力処理が遅れることのないように留意する。

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月2日、8月5日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①児童入所施設保護者等負担金 過年度分 12,526,447円 平成25年度分 4,456,461円 合計 先数 138件 16,982,908円 ②雑入 (児童福祉施設等措置費過払い金返還金) 過年度分 先数 2件 108,440円 ③雑入 (児童扶養手当の過払い等の返納金) 過年度分 5,887,720円 平成25年度分 388,500円 合計 先数 25件 6,276,220円 【母子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,784,965円 平成25年度分 8,800円 合計 先数 7件 2,793,765円 ②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福祉資金貸付金連約金 過年度分 94,622円 平成25年度分 9,724円 合計 先数 4件 104,346円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 過年度分 15,300円 平成25年度分 56,100円
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。 ①電話による納入指導 ②文書による納入指導 ③訪問による納入指導 ④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ⑤個々の状況に応じた納付方法 (分割納付) の採用等 ⑥滞納処分のための財産調査 (児童入所施設保護者負担金に限る) ⑦各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催 (母子寡婦福祉資金に限る) 今後も収入未済金の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図る。 ○平成26年度収入未済額 (平成26年11月末現在) ①児童入所施設保護者負担金 過年度分 12,024,724円 平成24年度分 4,374,121円 合計 先数 132件 16,398,845円 ②雑入 (児童入所施設等措置費返還金) 平成22年度分 先数 2件 108,440円 ③雑入 (児童扶養手当の過払い等の返納金)

合計 先数 1件 71,400円	過年度分 平成25年度分 5,624,720円 382,500円
	平成26年度分 6,007,220円
	[母子寡婦福祉資金特別会計]
	①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,755,261円 平成25年度分 8,800円 合計 先数 6件 2,764,061円
	②母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 66,273円
	③母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 94,622円 平成25年度分 9,724円 合計 先数 4件 104,346円
	④寡婦福祉資金貸付金償還金 過年度分 0円 平成25年度分 40,800円 合計 先数 1件 40,800円

2) 1人1台パソコン更新に伴う母子寡婦福祉資金貸付システムの改修業務委託外1件の請書において契約保証金条項及び暴力団排除条項の記載がなかった。

2) 平成26年度の業務委託契約において、請書の様式を見直し、契約保証金条項及び暴力団排除条項を追加した。今後も同様の誤りがないよう適切な契約事務を行う。

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	福祉保健部 障害福祉課 平成25年度 平成26年7月1日、8月5日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 5件 (収入5) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童措置費負担金 過年度分 228,180円 平成25年度分 87,120円 合計 先数 1件 315,300円 ②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担) 過年度分 先数 4件 32,376円 ③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金) 過年度分 先数 5件 1,515,200円 ④児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金返還金) 過年度分 先数 1件 100,000円 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 14件 14,426,080円 ⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 15件 2,031,500円	1) 児童措置費負担金については、文書、電話などにより、未収金の回収に努めている。平成26年12月25日時点で、の収納未済額について ①児童措置費負担金 過年度分 1件 214,680円 平成25年度分 1件 87,120円 合計 2件 301,800円 ②児童福祉総務費負担金 4件 32,376円 ③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金) 5件 1,515,200円 ④児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金返還金) 1件 100,000円 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 14,379,120円(14件) ⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入

入 2,014,710円(15件)	2) 在宅重度心身障害者居室整備資金貸付金の償還金徴収事務委託において、平成24年度に係る当該貸付金の償還金については、徴収事務受託者から報告のあった収納金額のみを、報告のあった時点での測定データとして財務会計システムに登録していたため、平成25年度4月以降に報告のあった平成25年2月、3月償還分について、本来であれば平成24年度の収入として財務会計システムに測定データを登録すべきところ、平成25年度の測定データとして登録しており、当該収入にかかるとする歳入の所属年度区分に誤りがあった。 また、事務受託者から報告のあった収納金額のみを、測定データとして財務会計システムに登録したため、受託者の徴収事務において発生した収入未済が、県の収入未済として反映されておらず、債権管理が適正に行われていなかった。	2) 平成26年度は、当該収入にかかるとする歳入の所属年度の収入として財務会計システムに測定データを登録し、適切な事務処理を行っている。 また、償還計画に基づき測定を行っており、債権は適切に管理している。
	3) 在宅重度心身障害者居室整備資金貸付金の元利償還金の徴収については、私人である社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に徴収事務を委託していたが、徴収金の県への払い込みにおいて、(福)山梨県社会福祉協議会徴収事務委託要領第15条に定める現金払込書ではなく、納入通知書等を使用していた。 なお、平成26年度に要領を所管する長寿社会課において、(福)山梨県社会福祉協議会徴収事務委託及び支出事務委託要領を改正し、元利償還金の徴収については現金払込書ではなく納入通知書等を使用することとした。	3) 在宅重度心身障害者居室整備資金貸付金の元利償還金の徴収については、制度開始時から、徴収金の県への払い込みにおいて、(福)山梨県社会福祉協議会徴収事務委託及び支出事務委託要領第15条に定める現金払込書ではなく、納入通知書等を使用していた。 なお、平成26年度に要領を所管する長寿社会課において、(福)山梨県社会福祉協議会徴収事務委託及び支出事務委託要領を改正し、元利償還金の徴収については現金払込書ではなく納入通知書等を使用することとした。
	4) 在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金及び利子収入の滞納者に発した督促状において、強制執行を受けることとなる指定期限の期日が「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める10日を超えているものがあった。	4) 平成26年度においては、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に基づいた適正な事務処理を行っている。
	5) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成26年3月31日及び4月4日に収納済みとなっている。 なお、平成26年度行政財産使用料については、5月28日に測定し、平成26年6月13日及び20日付け収納済みとなっている。	5) 電柱設置を目的とした平成25年度行政財産使用料等(許可先2法人、計7ヶ所分)については、平成26年3月19日に測定し、平成26年3月31日及び4月4日に収納済みとなっている。 なお、平成26年度行政財産使用料については、5月28日に測定し、平成26年6月13日及び20日付け収納済みとなっている。

監査対象所属	福祉保健部 医療課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月3日、8月5日

講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①看護職員修学資金貸付金償還金
 過年度分 3,467,700円
 平成25年度分 1,086,348円
 合計 先数24件 4,554,048円
 ②医師修学資金貸付金償還金
 平成25年度分 先数1件 1,800,000円

1) 収入未済について
 ①看護職員修学資金貸付金償還金
 次の措置を継続実施した結果、10件、1,087,348円を削減した。(平成26年12月末現在)
 ・電話や文書による催告
 ・随戸訪問による納入指導
 ・債務者の生活状況等に依じた納入指導(分割納付)
 ・連帯保証人からの回収
 また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を今年度も推進し、引き続き納付環境の充実に図った。
 今後もし引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。
 ②医師修学資金貸付金償還金
 「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、本人及び保証人に電話や文書により催告し、本人より「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させた。これにより、債務承認による消滅時効の中断措置を行うとともに、毎月、本人より計画的に返還させる。
 今後もし引き続き、債権管理の強化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。
 2) 補助事業者に指導し実績報告書を提出させた。また、山梨県補助金等交付規則に基づく事務処理が適切に行われるよう所属内職員へ周知徹底を図った。

監査対象所属	福祉保健部 衛生業務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月3日、8月5日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 平成24年度乗事情報センター事業費補助金について、平成25年3月31日に事業が完了したことを確認し、4月15日に額の確定が行われていたが、支払いが出納整理期間中にされておらず、平成25年度に支払いがされていた。

1) 事務事業の適正な執行を徹底し、再発防止を図るため、支出の状況を課内で横断の者がチェックする体制を整備した。

監査対象所属	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月2日、8月5日

監査の結果

(指導事項) 2件 (支出1、契約1)
 1) ソーシャルキャピタル醸成事業において、実績報告により額が確定したことにより発生した支払いが、年度内に収納されていなかった。
 2) 生活習慣病検診従事者指導者講習事業委託契約外4件について、契約保証金を免除していたが、違約金条項が設けられていなかった。
 また、先天性代謝異常症等スクリーニングの制度管理委託契約について、契約保証金免除条項及び契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。

1) 委託料等の支払いが、確実に納入されているかを納入期限前に財務会計システムにより確認し、納付されていない場合は、早急に納入するよう勧奨することを課内に周知徹底を図った。
 2) 指導事項を課内に周知徹底すると共に、平成26年度からの契約書においては、契約保証金免除、違約金の条項を設けた。

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月19日、7月28日

監査の結果

(指導事項) 1件 (物品1)
 1) 平成24年度の定期監査において、賃借物品であるフラスミニリに係る財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、平成25年度の監査においても賃借物品である臨時職員用パソコンについて、占有物品受人調書が作成されておらず、指導事項とした。今年度においても賃借物品である森林情報管理基本システム機器等について、占有物品受人調書が作成されておらず、また契約期間が終了した賃借物品について占有物品払出調書が作成されていないなど、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項) 3件 (支出1、給与1、契約1)
 1) 作成されていなかった占有物品受人調書、占有物品払出調書については作成した。予備監査後は、賃借契約の一覧表を作成し、占有物品受人調書、占有物品払出調書の作成漏れがないよう、年度当初、年度末等の支出段階の決裁時に確認し、管理を徹底していく。

講じた措置 (又は今後の方針等)